

平成30年度
外構部の木質化対策支援事業説明会



2019年4月
全国木材協同組合連合会

1 事業説明

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の概要とスケジュール
- (3) 事業に係る手続き

2 その他

質疑

1-(1) 事業の目的

これまで木材利用が低位であった非住宅及び住宅の外構部の木質化を図るための実証の取組を支援することにより、木材の新たな需要を創出することを目的としています。

1-(2) 事業概要とスケジュール

○ 概要

全国木材協同組合連合会が、外構部の木質化の実証を行う工務店等の事業者の公募・審査・選定等を行い、選定された外構実証事業者が行う非住宅・住宅の外構部の木質化の実証に係る経費を助成します。

○ スケジュール

事業申請(事業へのエントリー)

受付期間 2019年4月中旬 ~

林野庁事業 平成30年度補正予算事業 外構部の木質化対策支援事業

1-3 事業に係る手続き等



■ 外構実証事業者の申請の要件(第3関係)

- 外構実証事業の対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等であって、以下のすべての要件を満たす者
 - ア 「別添1」に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者

<別添1>

○ 外構実証事業の内容について

1 趣 旨

今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で木材需要の拡大を図るには、これまで木材利用が低位であった分野を中心に需要を開拓することが必要。

このため、高い展示効果が期待される非住宅及び住宅の外構部の木質化の実証に取り組む事業者を支援し、

- ① 工務店、施主等における木製外構の認知度の向上
- ② 工務店、施主等に対する防腐処理等の木材に係る正しい知識の普及

に取り組むこととします。

<別添1つづき>

○ 報告していただく内容

- ① 本実証事業に取り組んだきっかけについて
- ② 本実証事業に使用した木材等について
- ③ 施主とのコミュニケーションについて
- ④ 木製外構の普及の可能性について

- イ 経理事務等について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること
- ウ 私的独占の禁止等の排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと
- エ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者でないこと

■ 実証事業対象施設(第4関係)

外構実証事業の対象とすることができる施設は次の要件を満たす施設とします。

ア 一施設につき、 0.05m^3 以上かつ塀等の延長1m当たり 0.02m^3 以上の木材等を用いて整備する施設

- ① 塀
- ② 柵
- ③ その他これに類する外構施設

イ ア以外の外構施設で、一施設につき、 0.2m^3 以上の木材等を用いて整備する施設

- ① デッキ
- ② 門柱・門扉
- ③ ボードウォーク
- ④ 簡素なカーポート等の工作物

ウ 基礎を施工するなどして、屋外に固定され、容易に持ち運びができない施設

エ 本事業以外の国からの助成を受けていないもの

オ 反社会的勢力が整備し、若しくは所有するものでないこと

■ 使用する木材(第5関係)

○ 本事業において使用する木材

- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)に基づき合法性が確認された合法伐採木材(木材・木製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドラインに基づく合法木材を含む。)とします。
- ・ 地際若しくは基礎に接する部分に木材を使用する場合には、別紙に定める耐久性を有する木材を使用します。

(1) 塀、柵その他これに類する外構施設(第4アに該当)

- ① クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用して施工する場合、

塀等の延長1m当たり30,000円の定額助成

- ② クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者(以下「登録事業者」という。)が合法伐採木材を供給する場合、若しくは登録事業者が施工する場合は、

塀等の延長1m当たり40,000円の定額助成

- ③ 実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給及び当該施設の施工の過程で当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者のすべてが登録事業者である場合、

塀等の延長1m当たり50,000円の定額助成

- ①から③のいずれの場合も一施設当たりの助成金の上限額は5,000,000円

■ 補助対象金額等(第5関係)

(2) (1)を除く外構施設(第4イに該当)

- ① クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用して施工する場合、
木材使用量1m³当たり300,000円の定額助成
- ② 登録事業者が合法伐採木材を供給する場合、若しくは登録事業者が施工する場合は、
木材使用量1m³当たり400,000円の定額助成
- ③ 実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給及び当該施設の施工の過程で当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者のすべてが登録事業者である場合、
木材使用量1m³当たり500,000円の定額助成

ただし、①から③のいずれの場合も一施設当たりの助成金の上限額は10,000,000円とします。

なお、建売の住宅団地や公園施設の整備等、複数の施設を含む事業(プロジェクト)ごとの上限額は30,000,000円とします。

■ 外構実証事業者の事業申請の作成等(第6関係)

申請者は、外構実証事業申請書(様式1号)及び以下に示す付属資料を申請対象施設の所在する都道府県の地域木材団体(別添2)を経由して、全国木材協同組合連合会に提出

<付属資料>

- ア 実証対象施設の規模・概要等が分かる資料
(平面図、立面図、仕様書 等)
- イ 実証対象施設の整備費の内容が確認できる資料
(見積書(材料費、施工費等の内訳が判別できるもの))
- ウ 実証対象施設の木材使用量が判断できる資料
(仕様書、木拾い表 等)
- エ 申請者が建設業を生業としていることの証明
(建設業許可、過去の施工実績、その他資格)

2 申請者は、一度に複数の施設をまとめて申請することができる。ただし、その場合は施設ごとに付属資料を添付

■ 外構実証事業申請の受付について(第7関係)

全木協連は、外構実証事業者に対して事業申請受付書(様式2号)をもって通知

■ 外構実証事業の採択(第8関係)

全木協連は、提出された事業申請書について、本規程に基づき審査を行った上で外構実証事業を決定し、外構実証事業申請者に対して審査結果通知書(様式3号)により、結果を通知

■ 外構実証事業の実施及び注意点(第9関係)

審査結果通知書(様式3号)に記載された日付以前に施工着手した外構実証事業は、助成対象外

2 事業内容の著しい変更が発生する場合は(助成見込み額の大幅な変更を含む。)、事前に地域木材団体と協議しその指示に従う

■ 外構実証事業の申請の取下げ(第10関係)

事業者は、外構実証事業の実施が困難となった場合においては、速やかに外構実証事業採択取り下げ申請書(様式4号)を全木協連に提出し、その指示を受ける。

- 2 全木協連は、取り下げ申請書(様式4号)の内容を審査したで、外構実証事業採択取り下げ承認書(様式5号)により、個別に通知。

■ 状況の報告(第11関係)

全木協連及び地域木材団体は、必要に応じ、事業者に対し、外構実証事業の進捗状況に関する報告を個別に求めることができる。

■ 交付申請書の提出(第12関係)

事業者は、実証対象施設の整備完了後、速やかに実証対象施設の記録写真を含む外構実証事業助成金交付申請書(様式6号)及び外構部の木質化の実証で得られた情報等に関する報告書(様式7号)に、以下に掲げる付属資料を添付し、地域木材団体に提出

<付属資料>

- ア 実証対象施設の規模・概要等が分かる資料
(平面図、立面図、仕様書 等)
- イ 実証対象施設の整備費の内容が確認できる資料
(領収書又は請求書(材料費、施工費等の内訳が判別できるもの))
- ウ 実証対象施設の木材使用量が判断できる資料
(仕様書、木拾い表 等)

エ 合法伐採木材を使用していることが確認できる書類

（「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための ガイドライン」に基づく団体認定番号若しくは合法伐採木材であることが記載されている納品書等）

オ 実証対象施設に使用した木材の耐久性を証明する資料

2 外構実証事業者は、(1)の交付申請書を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければならない。

■ 外構実証事業の対象施設の検査(第13関係)

全木協連及び地域木材団体は、必要に応じ、外構実証事業の対象施設の現地検査を行うことができる。

■ 助成金の額の確定等(第14関係)

全木協連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が外構実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書(様式8号)により、その結果を外構実証事業者に通知。

■ 助成金の支払い(第15関係)

事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、交付決定通知書の写しを添付して助成金交付請求書(様式9号)を全木協連が指定する期日までに全木協連に提出しなければならない。

■ 採択及び交付決定等の取り消し(第16関係)

全木協連は、事業者がアからオまでのいずれかに該当するときは、外構実証事業者に対して、採択または助成金交付の全部若しくは一部を取消すことができるほか交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- ア 第6に定める外構実証事業申請書(様式1号)の内容が、第12に定める交付申請書(様式6号)の内容と著しく異なる場合(事前に地域木材団体に協議があった場合を除く)
- イ 外構実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合
- ウ 外構実施事業者が、外構実証事業に関して不正又は虚偽の報告等を行った場合
- エ 外構実証事業者が、外構実証事業に関して不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定された場合
- オ 外構実証事業者が、検査に協力しなかった場合

- 2 外構実証事業者は、前項による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければならない。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収。

■ 経理書類の保管等(第17関係)

外構実証事業者は、外構実証事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならぬ。

■ その他(第18関係)

全木協連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、個人情報保護に配慮した上で公表できる。

■ フロー図



